

横浜市六ツ川スポーツ会館指定管理者 公募に係る質問への回答

質問番号	書類	ページ	項目	内容	回答
1	公募要項	15	5 公募及び選定に関する事項 (3) 審査及び選定の手続について エ 評価基準項目について	<p>公募要項記載の「評価基準について」中、「修繕等への取組」には、「審査の視点(例)」として「施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕費予算が確保され、発生した修繕に対し迅速に対応できる計画となっているか。」とあるが、横浜市指定管理者制度運用ガイドライン第6章3(2)の「施設修繕への対応」には「指定管理者が行う修繕の範囲は、施設の機能維持に必要であり、かつ維持管理に伴い日常的に発生しうる軽微な経年劣化や損傷に係る機能回復への対応を基本とする。一方、施設の長寿命化対策や老朽化による大規模修繕及び機能向上等を目的とする改修については、原則として市が実施する。」との記載がある。この趣旨からすれば、長寿命化そのものを目的とした対策工事や修繕等は計画的に市が行うものであり、それが行われた上でなお、軽微な劣化・損傷・故障等が日常の施設運営の中で予期せずに発生した場合に必要な修繕への対応が指定管理者の役割と考えられ、「審査の視点(例)」にある「施設の・・・長寿命化の観点から」との記載は、一見、ガイドラインに示された考え方と矛盾するようにも見える。指定管理者として対応すべき修繕と、そのために必要な予算の確保等については、施設の長寿命化対策を目的としたり、積極的に長寿命化に資する目的で行うものではなく、日常的に発生し得る軽微な劣化・損傷・故障等に関する修繕を対象に計画すれば良いと解して差し支えないか。</p> <p>また、「審査の視点(例)」にある「建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。」についても、同様に軽微な修繕を対象とするものと考えて差し支えないか。</p>	<p>日常的に発生し得る軽微な劣化・損傷・故障等を含め、点検等により発見した不具合への対応は必要です。指定管理者の負担により実施する修繕か否かは、公募要項に記載のとおり、「1件60万円(消費税及び地方消費税含む。)未滿、年間の合計額が200万円(消費税及び地方消費税含む。)未滿の範囲内」、の金額基準で判断することとしています。</p>

横浜市六ツ川スポーツ会館指定管理者 公募に係る質問への回答

質問番号	書類	ページ	項目	内容	回答
2	公募要項	16	5 公募及び選定に関する事項 (3) 審査及び選定の手続について エ 評価基準項目について	<p>公募要項記載の「評価基準について」中、「本市の重要施策を踏まえた施設運営」には、「審査の視点(例)」として「DXの推進による業務の効率化と利用者サービスの向上を踏まえた施設運営となっているか」が掲げられているが、DXの推進については視点(例)として掲げられている他の項目とは異なり、システムの整備・運営等に多額のコストを要し、指定管理料として支払われるなどの財源の裏付けがなければ実施は難しいものと考えられる。</p> <p>財源の裏付けがない場合、DX推進のための費用を捻出するためには、例えば、六ツ川スポーツ会館において、費用に占める割合が最も大きく費用節減効果も確実な人件費から10万円を捻出しようとする、比較的用户の少ない時間帯である夜間を20日間閉館する必要がある(時給1,250円×4時間×20日=10万円)、100万円を捻出するためには200日間夜間閉館とする必要があるが、こうした方法は、いくら利用者が少ない時間帯といえどもサービスの低下に直結しかねないことから、容易にとれる方法ではない。</p> <p>そこで、指定管理料上限額の積算上、DX推進のためにあらかじめ考慮されている内容やその金額はどのようなになっているか、ご教示願いたい。</p>	<p>評価基準における「DXの推進」は、施設運営における工夫や創意により、業務の効率化および利用者サービスの向上が図られているかを確認するための視点の一つとして位置付けているものであり、その取組については、各施設の実情を踏まえ、予算の範囲内で、費用対効果やサービス水準の維持・向上に留意しながら、実施可能な内容を御提案いただくことを想定しています。</p> <p>なお、本公募においては、指定管理料の上限額の範囲内で、提案者の裁量により事業計画書を作成し、御提案いただくものとしており、個々の支出の目安を本市が定めた上で提案を求めるものではありません。</p>

横浜市六ツ川スポーツ会館指定管理者 公募に係る質問への回答

質問番号	書類	ページ	項目	内容	回答
3	応募書類		様式6	<p>令和9年度収支予算書（兼指定管理料提案書）（様式6）は、提案額が区指定上限額を下回った場合には、その差額と区指定上限額に対する割合が表示されるようになっているが、このことから、指定管理者に対しては提案額を低く抑えることが求められており、それが可能な提案を行った者が好評価を得るものと見て取れる。</p> <p>一方で、指定管理者の努力によってもなお支出合計額が収入合計額を上まわり、損失を生じることが想定される場合に、指定管理者がその損失分を負担してでもなお指定管理業務を行おうとするときは、実際には必要とされる各費用や事務経費（本部経費）を無理にでも減額し（実際にはその減額分を法人会計で負担することになる）、見かけ上は収支均衡となる収支計画とすることで区指定上限額の範囲で提案額を示すしかないが、様式に記載された金額を見ただけでは単に各費用や事務経費が幾分少額かも知れないと映るだけであり、現実の収支の厳しさを読み取ることができない。また、そのような、無理に区指定上限額の範囲に収めた収支計画によっては、審査において好評価を得ることも期待できない。当該様式によっては、区指定上限額の範囲では運営できない場合でも、収支均衡となる予算を提示することで「区指定上限額の範囲で運営できる」という意思表示をせざるを得ず、実態から乖離した提案内容で審査・評価が行われることが危惧される。</p> <p>実際に恒常的に赤字を計上している施設がある中で、損失を生じざるを得ないこと、さらには、それを負担してでもなお指定管理者として施設の管理運営を行っていかうとする意思を示すためには、実際に必要となる費用や事務経費を掲げつつも、それによって生じる損失に対する補填を「法人会計からの繰入金」等の名目で収入として掲げることが考えられるが、当該様式にそうした欄を追記して作成・提出することは可能か、ご教示願いたい。</p>	<p>応募に当たっては、区が示す指定管理料の上限額に、利用料金収入その他の運営に係る収入を加えた範囲内で、事業計画書及び収支予算書を作成し、提案していただくことが条件です。</p> <p>したがって、当該範囲を超えて必要となる経費について、「法人会計からの繰入金」等を収入として計上することを前提とした提案は認められません。</p> <p>また、様式6に所定の記載項目以外の項目を追加するなど、様式を変更して提出することもできません。</p> <p>所定の様式により、指定管理料の上限額及び利用料金収入その他の運営に係る収入の範囲内で成立する事業計画書及び収支予算書を作成の上、提出してください。</p>